

# オンラインを活用した 遠隔服薬指導の有効性



きらり薬局 原 敦子

## 第1回 オンラインを活用した遠隔服薬指導の必要性

### なぜ、遠隔服薬指導が 現在の医療・介護に求められているのか

現在、薬剤師が患者に対し行う服薬指導（処方薬に関する情報提供など）は「対面」で行うことが義務付けられていますが、国家戦略特区においては、地理的要件を満たした交通不便地等に限って、オンラインで服薬指導を行う「遠隔服薬指導」が認められています。

福岡市では、医師による「オンライン診療」の実証事業が実施されていましたが、診療はオンラインで行っても「服薬指導の対面の原則」であるため、薬は薬局に取りに行く必要がありました。対面原則が必要とされる理由は、医薬品の副作用などについての適切な情報提供、ポリファーマシーの防止、残薬管理などにあると考えられます。

日本は世界の中でも最先端の超高齢化社会に突入しています。しかし、高齢化による医療費の高騰を抑えるために、病床数は削減される方向に進んでいます。手厚い医療を必要としない方は自宅や介護施設での療養となっていくでしょう。

その一方で、近年、情報通信技術が進んでいます。テレビ電話などを活用することで、医療従事者の負担軽減や、医療費の抑制に役立つとともに、患者が医療機関や薬局に出向くことなく在宅のまま、オンラインで受診から服薬指導、薬の授受まで「一気通貫」の医療を完結できれば、通院困難な患者の利便性・満足度の向上や健康長寿につながると期待されているのです。

### 遠隔服薬指導を始めたきっかけ

福岡市より国家戦略特別区域法を活用した遠隔服薬指導事業の登録事業所として認可を受け、2018年7月18日、保険医療制度に基づいた全国初の遠隔服薬指導を当局の名島店で実施しました。当局は在宅で安心して暮らせる社会を作るために24時間365日対応の訪問服薬指導に力を入れている薬局です。

遠隔服薬指導実施の半年ほど前より、当局が1年以上在宅訪問にて薬剤管理している患者さんが、かかりつけ医である、たろうクリニックさんよりオンライン診療を受けることになりました。同クリニックの内田院長はオンライン診療の実証事業に参加しており、積極的に導入している医師です。

その患者さんは高齢のご夫婦で、近くに娘さんがいますが、2人で暮らしています。ご夫婦とも介護認定を受けており、特に家から出かける移動に関しては、娘さんの支援なしでは不可能です。お住まいの地域には医療機関がないこともあり、医師・薬剤師による在宅医療を受けていました。薬局からは片道車で40

分ほど。時間の拘束を考えると、薬局に利益が見込めないことは承知でしたが、それでも強い要望があったので訪問しているのが現状です。

その患者さんのお住まいが、遠隔服薬指導の実証事業において特区に該当したため、市が18年6月に遠隔服薬指導実施薬局の募集及び登録を開始した時点で、すぐに名乗りを上げました。遠隔服薬指導ができるようになれば、薬剤師が毎回ご自宅を訪問する負担を大幅に軽減できると期待したからです。

移動時間がなくなることで、薬剤師はより時間を有効活用できます。高齢化社会が進めば、薬剤師も医療資源として不足することは目に見えています。今からその資源を確保しておくことは非常に大切なことだと思います。

なにより、『24時間365日、患者様に薬が届く世の中をつくる』という当局の使命を果たすことができると感じたことが最大の決め手になりました。どこに住んでいても不自由なく、安心して在宅医療を続けられる環境をつくるために必要だと思ったからです。今、遠隔服薬指導を受けている患者さんはオンラインでの服薬指導と従来の訪問管理指導を併用しています。それによって、お互いの長所・短所を補う形で服薬指導ができ、患者さん・薬局ともに無理なく継続できています。この「継続できる」ということが社会インフラを構築するために重要なことと考えています。

この社会インフラを構築するためには、地域の薬局が連携して取り組まなければ成り得ません。そのために、当局では遠隔服薬指導を実際どのように行っているかなど積極的に情報公開しています。安心して在宅医療を続けられる社会を作りたい、と一緒に考えてくださる方はぜひお声がけください。地方の小さな薬局の私たちだけではどうにもなりません。こちららもウェブを活用し、定期的に遠隔服薬指導の講習セミナーなどを行っています。詳しくはホームページを覗いていただくと幸いです。

きらり薬局

検索



オンライン服薬指導を行う様子